

SAWAKI

遊技産業健全化推進機構ニュース

3

MARCH 2021



**東日本大震災から10年～被災者の「今」
使用済み旧規則機 円滑な回収に理解を**

機構の動き

1月度<2021年1月1日～1月31日>

遊技機等への立入検査関係

- 1月度 立入検査店舗数92店舗
(遊技機検査92店舗、計数機検査0店舗)
1月末日 誓約書提出店舗数9101店舗(対前月比▲23)

依存防止対策調査の関係

- 1月度 依存防止対策調査実施店舗数209店舗
1月末日 承諾書提出店舗数8833舗(対前月比▲16)

会議開催関係

1月12日(火)に定例理事会を開催した。
決議事項として2021年4月からの新規事業年度の事業計画案及び予算案を承認可決するとともに、3月15日(月)に予定されている臨時社員総会へ上程することを確認した。

2021年度の事業計画案としては、遊技機・計数機検査で全国1500店舗、依存防止対策調査で全国1500店舗を予定している。なお、事業計画案ではその他「各社員団体が行う業界健全化に向けた取り組み等に対する協力」に加え、「予算の執行については可能な限りの経費節減に努めていくこと」なども確認した。

また、定例理事会においては、事務局の就業規則等の見直しについても審議の結果、承認可決している。

CONTENTS

3 March
2021

東日本大震災から10年～被災者の「今」	1
使用済み旧規則機 円滑な回収に理解を ～適正処理システムの関係者に聞く現状と課題	4
廃棄台の処分についてホール業者の責任 三堀 清	8
店長に求められる知識「業界知識ⅩⅩ」	11



和歌山市淡嶋神社 雛流し

3月3日に、あふれんばかりの雛人形が3艘の白木の船に乗せられて、神社のある浦から沖合へ流されてゆく。全国から1年間にわたって奉納された雛人形を供養する祭りだ。祭りの2、3日前から人形は境内に並べられて幻想的な光景となる。人形たちはお祓いを受けた後、1時すぎに桃や菜の花で飾られた船に乗せられて沖へ。波間に見え隠れする様を手を合わせて見送る女性など、見物客があふれる。雛祭りはかつて、雛壇に飾られた後、穂れを託して海や川に流された祓いの行事だった。その面影を残す人形供養。現在は環境汚染対策で、人形は祭りのあと沖合から戻すようになったそうだ。

東日本大震災から10年

被災者の「今」

M9の激震とそれに伴う巨大な津波が日本を襲った

東日本大震災の発生から、今年の3月11日で10年を迎える。

東北を中心に甚大な被害をもたらし、死者・行方不明者は約1万8000人。

各地で復興への取組みが進められてきたが

いままお、約4万2000人が避難生活を強いられている。

心身へのケアを必要とする被災者も少なくないとかれている。

被災した人々は今、何を思い、どんな日々を送っているのか。

コロナ禍のため、リモートで

宮城県と岩手県、それぞれのホール経営者に話を伺った。

東北のホール経営者一人が語る現在の思い

自らの役割を知った10年

復興支援で扱ってきた
東北の商品を再訴求

いまは経営者として采配を振る毎
日を送っている。

その傍ら、精力的に取り組んで
いるのが地元の経済支援。仙台商
工會議所青年部（YEG）の一員と
して、「常温東北」という企画を進
めていた。これまでに「Buy!

TOHOKU」とは震災に
より打撃を受けた地場産業を支え
るために、東北の商品や食材を買つ
てもらおうと呼びかけるプロジェクト。
岩本さんはYEGの一員として、立ち上
げから関わってきた。

宮城県仙台市に本社を構える百

反は、震災で同県塩竈市にある系
列店が津波により壊滅的な打撃を
受けたホテル企業だ。当時、取締
役ディレクターとして現場の総指
揮をとっていた岩本富貴さん（43）
は2019年4月に社長に就任。

品、食材の中でもホール賞品とし

ても扱いやすく、また防災備蓄に
もなる常温で保管できるものをビ
ックアップし、オリジナルカタロ
グでPRしていくというのだ。

今回の「常温東北」について、「震
災直後、1年後、5年後と、時間が
経つにつれて被災地を取り巻く状
況は変わっていくわけですが、風
化だけはさせてはいけない。10年
間の経験を継承していくのだとい
う思いを込めました」と話す。

その一環として、全国のホール
に東北の商品、食材を賞品として

近年、各地で自然災害が相次い

「今」の為の今までであります。
これからからの為の「今」である。



.岩本さん



JR仙台駅前のクリスロード商店街にある百反のABC本店。地域貢献の一環として、店頭にはAEDを設置している

家族5人が津波の被害
妻の遺骨を昨年納骨
三浦憲さん(63)は岩手県のホー
ル企業カネマンの会長。震災当时、
本社と自宅が同県大槌町にあり、
母、妻、娘2人、生後1か月の孫

悲しみとともに生きる

の5人を失った。大槌町は津波で
大きな被害を受けた町だ。

実は三浦さんは本誌2020年

3月号の震災レポートでも紹介し
た被災者なのだが、その後、大き
な動きがあった。妻の遺骨を墓に

そんな岩本さんが力を込めて語
るのは、被災地の人たちは「今」を
生きていて、これからも生きてい
くのだということだ。「『今』の為
の今までであり、これからの方の
『今』なのです」と語勢を強め、「震
災は語り継いでいかなければなら
ない出来事ですが、悲しみの共有

Rしたら、相当な訴求力を發揮す
るはずだとして、「パチンコ店はも
つと自信をもつていい」と力説する。
そのうえで、「コロナ禍で経営は
大変ですが、我々は地域に絶対必
要な存在なのであるという思いだ
けは今後もぶれることなく進んで
いきたい」と抱負を語った。

「常温東北」のカタログの表紙

あの日から10年。
私たちは『今』を生きる責任世代。
『今』の為の今までであり、これからの為の『今』である。

東北の『今』を全国へ届けたい。

でいることか
ら、「常温の商

しての検討を訴える。
います」と述べる。

ばかりに捉われてはいけないと思
います」と述べる。

品、食材は災
害時の備蓄用
としても活用
できる」とア
ピール。ホー
ルにも賞品と

震災時、同社が塩竈市で運営し
ていた系列店が津波で壊滅的なダ
メージを受けたのは先にも述べた
とおり。結局、同店は閉店した。
従業員は全員無事だったが、岩本
さんは「一瞬、これで死ぬのかと
思いました」と述懐し、「もう10年
経つかというのが正直な気持ち
です」としみじみ話す。

震災復興支援活動を通じて実感
したのは、全国のパチンコ店は一
つにまとまれば強大なパワーを發
揮すること。全国の約9000店
舗が同様の地域貢献活動をし、P
Rしたたら、相当な訴求力を發揮す
るはずだとして、「パチンコ店はも
つと自信をもつていい」と力説する。
そのうえで、「コロナ禍で経営は
大変ですが、我々は地域に絶対必
要な存在なのであるという思いだ
けは今後もぶれることなく進んで
いきたい」と抱負を語った。

震災の経験を基に、明日に向か
って頑張っている姿を伝えたいし、
知つてほしいと強調する。「常温東
北」には、そういう思いが込められ
ていると/or>う。

全国のパチンコ店は 地域に不可欠な存在

ばかりに捉われてはいけないと思
います」と述べる。

納骨することができたのだ。

被害に遭った家族5人のうち、納骨できていたのは母親だけ。遺体が見つからなかったからだ。

そんな三浦さんが岩手県警から、身元不明遺骨の一つが妻の遺骨とほぼ断定されたとの連絡を受けたのは一昨年暮れ。だが、遺体の損傷が激しく、DNA型鑑定を行わ

れないまま火葬になつた遺骨だつたため、悩んだ三浦さんは独自に鑑定機関を探し、最終的に県警の協力を得て岩手医大で鑑定。昨年7月に鑑定不能の連絡を受けたが、遺骨を引き取ることにしたのだ。

「県警が相当な尽力をし、断定されたものですから、鑑定依頼の時点では、結果にかかわらず、遺骨は引き取ることにしていました」と三浦さん。納骨は妻の誕生日の10月22日を考へていたが、友引だったので翌23日に行つた。「娘2人と孫も、いつか縁があつて戻つてくれれば」と言う。

いまも眠りが浅い日々 従業員の笑顔が救い

震災時、三浦さんは県遊協の理事会のため盛岡市にいて難を逃れ、長男の崇さん（現・社長）も千葉にて無事だった。しかし、自宅に

いた家族5人が行方不明となつた。

三浦家では2mかさ上げした土台の上に自宅を建てており、「津波が来たら家に入れ」が家訓だった。

三浦さんは家ごと流されたと受け止めている。

以後、盛岡市に本社と住居を移したが、大槌町への月1回の墓参

りを続けてきた。墓所の一角には5人の姿を刻んだ石碑も建てた。

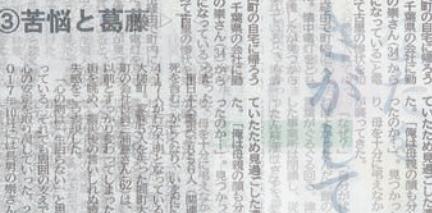
「石碑を見れば、墓参りのたび、5人の記憶が蘇ります」と語る三浦さんは震災後、忘れられない出来事がある。県警のDNA型鑑定で母親と断定された遺体は、自分が遺体安置所で母親と断定し切れなかつた遺体だつたのだ。そうしたこともあり、自分を責め、眠れなくなり、60kg余りの体重は激減。1年に200冊は読んでいた本も全然読めなくなつた。

▼昨年は探し続けていた妻の遺骨が出てきたとして、いくつものメディアが三浦さんを取材に訪れた（写真は岩手日報5月1日付、東京新聞9月15日付夕刊、岩手日報10月24日付他より）

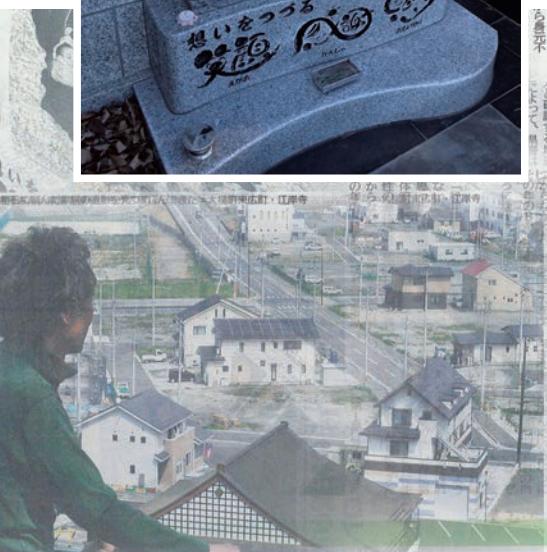
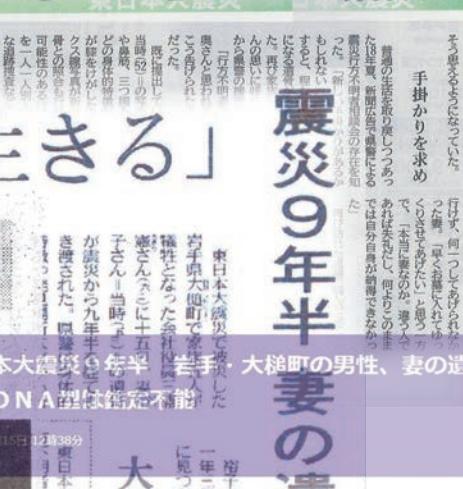


家族へせめての償い

③苦悩と葛藤 第1部 10年目の償い



「あの日」までに結論



津波の苦しみと「生きる」

「苦労掛けた」涙の納骨

震災9年半 妻遺骨特定 三浦さん



それから10年。水没した大槌町の系列店は営業を再開。三浦さんはいまだに本は読めないし、寝ても2時間ごとに目が覚めるも

の、体重が55kgまで回復した。趣味はジョギング。「一人でも私を思ってくれている人がいる限りは健康でいたい」と述べる。

2017年に崇さんに社長を譲

つたが、今も職場には顔を出すという三浦さんは「会社に来れば大勢の従業員の笑顔が見られる自分は恵まれている」ともコメント。

「10年経つたことに感慨はない。それは一日たりとも、あの日を忘れたことがないからです」と言い、「これからも亡くなつた家族を思いながら生きていくと結んだ。

ながら生きていくと結んだ。



使用済み旧規則機 円滑な回収に理解を

適正処理システムの関係者に聞く現状と課題

日工組システムでは回収した遊技機を各地の「デボ拠点」に一時保管。回収伝票ごとに仕分け、管理する

新型コロナウイルスの第三波が落ち着く気配をみせず、緊急事態宣言は3月7日まで延長。各地のホールは引き続き緊張感のなかでの営業を強いられている。一方、業界では旧規則機から新規則機への入替が重要な課題で、11月末までに旧規則機を段階的に撤去していくこととする21世紀会決議の順守を関係団体が再三呼びかけている。この入替に伴い、業界団体がもう一つ、啓蒙に努めているのは使用済み遊技機の適正処理に関する問題意識。

同問題を巡る現状と課題を業界を代表する二つの適正処理システムの関係者らに聞いた。

行政も講話で言及 ホールは倉庫の確認を

期限を迎えたが、それでもまだ相当数の旧規則機が市場に残っていると思われる。

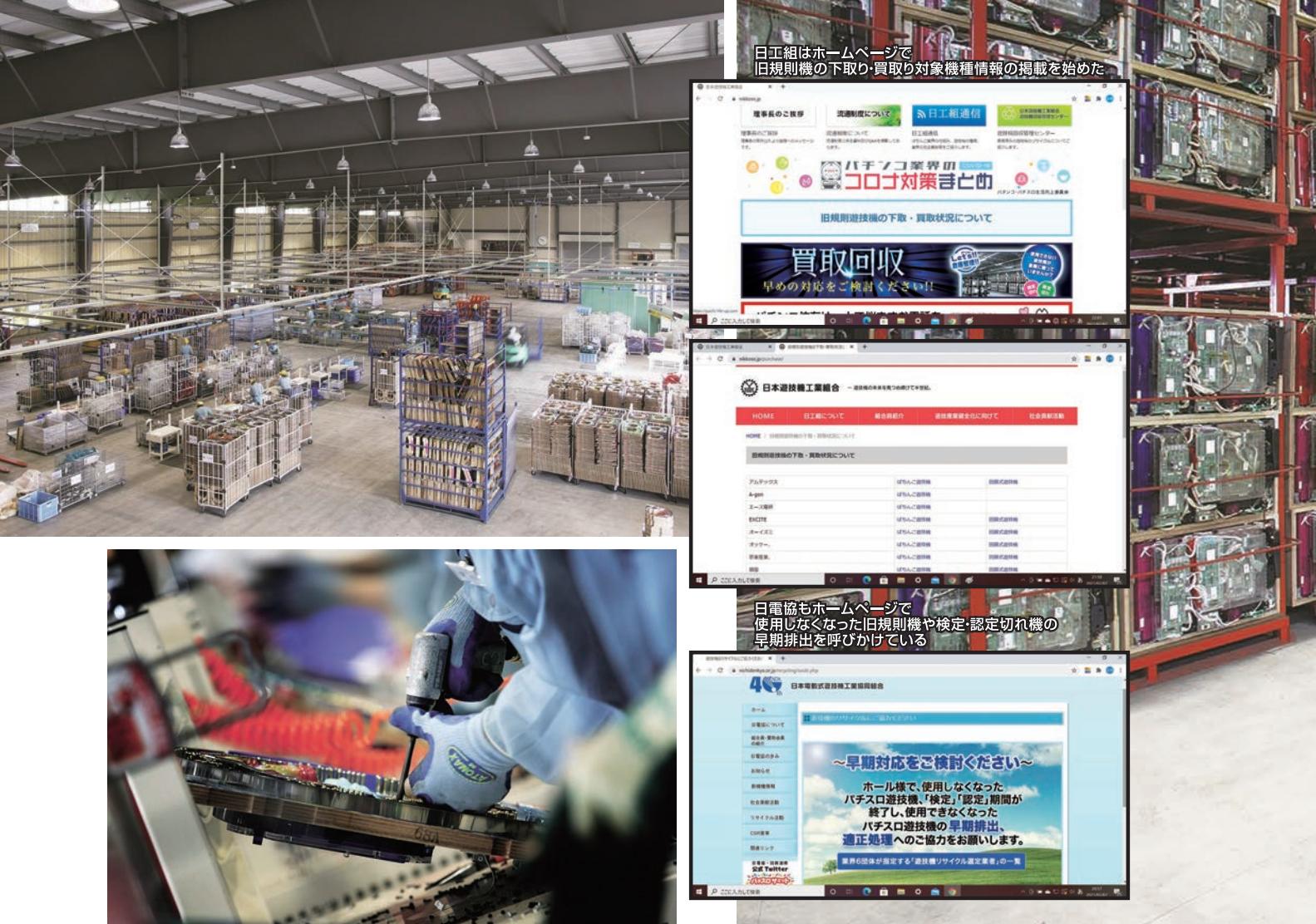
日工組の認定を受けた再生処理会社の一社であるユーローリプロの調査によると、昨年10月末現在の旧規則機設置台数はパチンコが約107万台、パチスロが約95万台に上るという。

全日遊連の組合加盟店舗の実態調査結果によると、同日現在の遊技機台数はパチンコが約225万台、パチスロが約147万台。単純計算でパチンコは48%、パチスロは65%が旧規則機ということになる（P.S.総台数における旧規則機比率は54%）。

その後、年末年始で有力な旧規則機が相次いで業界の自主的撤去

能力にも限りがあるとして、適切な処理業者への早期排出を呼びかけ

このうち約41万台が検定・認定切れ遊技機だったことから、全日遊連の阿部恭久理事長はこれらホールに設置できなくなつた遊技機の早期排出を再三要請。遊技機のリサイクル処理を行う業者の処理



解体・分別は基本的に手作業。
注意点がリサイクル推進委のガイドラインで細かく規定されている

野積み問題を契機に
急速に進んだ取組み

使用済み旧規則機の適正処理問題については、すでに全日遊連、日遊協、日工組、日電協、全商協、回胴遊商、愛材協で構成する遊技機リサイクル推進委員会（以下、リサイクル推進委）が協議を始めている。昨年12月8日の会議でも、旧規則機の適正処理について、各団体の対策状況や懸念事項、検討すべき対策について協議したという。

使用済み遊技機の適正処理に対する取組みを業界が一丸となつて進めたのは約20年前から。1994年に埼玉県寄居町で約5万台の野積みが、2001年にも栃木県

で遊技機の廃棄方法に言及。かつて廃棄した遊技機が不法投棄され、「野積み」として社会問題化したことやホールで使われていた遊技機が「闇スロ」と呼ばれる賭博で用いられた過去に触れ、同様の問題を繰り返さない取組みが求められると説いている。

してきた。

警察庁保安課も今年1月15日の全日遊理会における講話のなかで遊技機の廃棄方法に言及。かつて廃棄した遊技機が不法投棄され、「野積み」として社会問題化したことやホールで使われていた遊技機が「闇スロ」と呼ばれる賭博で用いられた過去に触れ、同様の問題を繰り返さない取組みが求められると説いている。

してきた。

鹿沼・宇都宮両市における約21万台の廃棄台放置が報道され、大きな社会問題になつた。

いずれも業界の組合・団体が費用を負担し撤去した。以後業界では、体制を整え、使用済み遊技機の適正処理問題の是正を進めてきた。

推進役を担つたのがリサイクル推進委（発足当時の名称は遊技機リサイクル検討委員会）で、使用済み遊技機の適正なりサイクル処理を行う業者の選定業務や選定業者に対する「使用済み遊技機の管理及び解体処理に関するガイドライン」の策定・周知などに取り組んできた。

現在、遊技機リサイクル選定業者は28社。各団体もリサイクル推進委の方針に基づいて、傘下組合員・会員への啓蒙活動などに取り組み、今では遊技機のリサイクル率は他業態製品に負けない水準に達した。

下取り等の情報を 日工組がHPで公開へ

現在、業界には使用済み遊技機を回収し、適正に処理する仕組みとして、代表的なシステムが二つある。日工組の遊技機回収システ

ムと東京・千葉・埼玉・神奈川の1都3県遊協が運営する遊技機リサイクル協会のシステムがそれだ。いずれも多くの関係者が尽力して構築した。

日工組のシステムがスタートしたのは2003年で、2021年1月現在、組合員メーカー全社（35社）が参画。ホールや販社からの使用済み遊技機の回収は同組合登録の収集・運搬会社（約130

社）が担当し、回収した遊技機は全国6か所の遊技機回収センターに運ばれる。

同センターの運営は日工組から委託・認定を受けた4社（いずれもリサイクル選定業者）が担当。当該台を解体・分別し、各部材はセンターに併設したリサイクル工場で処理される流れとなっている。

ホールの負担はゼロ。19年度処理実績は約102万台。昨年3月には愛知県に新回収センターとり



◀ユーコーリプロの
金海常務取締役

埼玉県加須市にあるユーコーリプロの東日本リサイクル工場。
同社は愛知と福岡にもリサイクル工場を設置。

いずれも日工組の遊技機回収センターに併設されている



遊技機リサイクル協会の指定業者の遊技機解体風景

「それに順次排出しないと、ホールの皆さんの倉庫が一杯になってしまってはいけないでしようか」と田中主査。産業廃棄物の場合、排出事業者は廃棄物処理法施行規則に定める保管基準の順守も求められている（本誌8・10ページの三堀清弁護士連載参照）。廃棄物処理法順守の観点からも順次の排出が望ましいということだ。

そこで日工組では今年1月から、旧規則機の下取り・買取り対象機種情報をホールが確認できるよう、同組合のホームページに組合員メ

サイクル工場ができたことから、同センター業務の委託先である4社6拠点の年間処理能力は約165万台となつた。

日工組の田中芳郎主査は「回収率は8割を超えており、リサイ

クル率もパチンコ、パチスロともに90%以上です。いまや他業界と比べても、大きく胸を張れる状況といつていい」と話す。

旧規則機の適正処理に関しても、「当該台が順次排出される分には問題ないはず」と明言。ただし一気に排出されると、保管の面で円滑な受け入れが難しくなる可能性があるとする。

「それに順次排出しないと、ホールの皆さんの倉庫が一杯になってしまってはいけないでしようか」と田中主査。産業廃棄物の場合、排出事業者は廃棄物処理法施行規則に定める保管基準の順守も求められている（本誌8・10ページの三堀清弁護士連載参照）。廃棄物処理法順守の観点からも順次の排出が望ましいということだ。

そこで日工組では今年1月から、

旧規則機の下取り・買取り対象機種情報をホールが確認できるよう、同組合のホームページに組合員メ

ーbaru及び日工組回収システム処理会社の当該情報を掲載するサービスを始めた。ホール関係4団体には1月15日付の文書でその旨を報告。田中主査は「ぜひ、活用を」と呼びかける。

日電協もホームページで、使用しなくなつたパチスロや検定・認定切れパチスロの早期排出、適正処理への協力をリサイクル選定業者一覧付でPRしている。

自店の保管能力を考え 計画的な排出を行なつて

続いて、日工組から認定されている再生処理会社4社のうちの1社、ユーコーリプロに話を聞いた。

同社は関東遊技機回収センター（埼玉県）、中央遊技機回収センター（愛知県）、九州遊技機管理センター（福岡県）の運営を受託。それぞれに年間処理能力約30万台のリサイクル工場を併設し、適正処理を行なつてている。

金海基浩常務取締役も「旧規則機が順次排出される分には滞りなく対応できると思います」と断言。だが、一気に排出されると、保管の面で円滑な対応が難しくなる可能性があると懸念する。

使用済み旧規則機 円滑な回収に理解を 適正処理システム関係者に聞く現状と課題

遊技機回収センター側の保管能力にも限りがあるからで、「持ち込みが一時に集中すると、もうしばらくホテル様の手元で保管しておいてください」というケースも出てくるかもしません。そうなったとき、皆様の倉庫にスペースはありませんかということなのです」と訴える。

そもそも、各ホテルが現在有する旧規則機をぎりぎりまで保管しようとすること自体、ホール企業の保管能力からいって難しいのではないかとも指摘する。管理が行き届かず、不適切な経路で流失していく恐れも生じる。

「ほんのわずかの野積みでも業界の社会的イメージを著しく失墜させ、業界の未来を危ういものにする」（金海常務取締役）と、あらためて業界の問題意識の喚起を呼びかける。

コロナ禍で人手不足 九州では5団体が会見

遊技機リサイクル協会のシステムは、東京・千葉・埼玉・神奈川の1都3県遊協が02年に設立した首都圏遊技機リサイクル協会（08年に現在の名称に変更）をスタート

19年度回収実績はパチンコが1万台強、パチスロが9万台弱。下取り台は対象外のため、メーカーの下取りが活発化すれば同システムの利用率は低くなるが、中野修宏事務局長は「ホール組合の皆さ

使用済み遊技機は何台排出してもホールは無償。処理費用は当該メーカーが負担する。

現在、覚書を交わしているメーカーはパチンコが32社、パチスロが29社。指定リサイクル業者は14社（いずれもリサイクル推進委の選定業者）、解体工場は15か所となっている。また、他の府県方面遊協にも門戸を開いており、運営に携わる1都3県遊協以外に36府県方面遊協が参加。傘下組合員に対する同システムの広報役を担つている。

ホールのシステムの利用の仕方は、同協会に連絡するところから始まる。同協会から連絡を受けた指定リサイクル業者が当該台引き取り、台を解体・分別。基板や部品をメーカーや別のリサイクル業者に売却する。

九州の不要台回収運送フローのポスター



前列左から九州遊商の山本龍彦理事長、九州地区遊連の新富和紀副会長、日遊協の樋口益次郎副会長、同・福山裕治副会長。後列左から遊連協の古野保理事、日遊協九州支部の新富雅哉支部長、回胴遊商の林田伸一副理事長、ユーコーリプロの金海基浩常務取締役

禍の影響で、「遊技機の解体・分別は基本的に手作業。作業 자체は複雑ではないので、リサイクル業者では年配層も雇用していたのですが、コロナ禍で人手が不足気味」と説明。「関係団体のご理解をいただき、手作業か機械化かという部分で、若干彈力的な運用を容認していただいた」と述べる。

昨年11月16日には九州の5団体（日遊協九州支部、九州地区遊連、九州遊商、回胴遊商九州・沖縄支部、遊連協九州・沖縄支部）が会見し、九州遊技業界が一丸となつて旧規則機の適正処理に取り組んでいくことを発表した。

倉庫などに眠る検定・

認定切れ旧規則機の排出を促すため、「旧規則機の撤去リスト」「新台販売リスト」「不要台回収運送フロー」「新旧規則機設置台数」の情報開示・発信に努めていくという。

背景にあるのは、野積み問題で社会の批判を浴びた過去の轍を踏み直すこと。

その思いを支える体制はすでに整

事が社会的責務として行つている事業なので、台数実績はあまり気にならない。業界として使用済み遊技機が適正に処理されることが重要」と言う。

それよりも懸念するのはコロナ

廃棄物の処分について ホテル業者の責任



三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ

早稲田大学法学部卒

司法修習終了後

昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て

平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了

平成9年 三堀法律事務所開設

現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

1 撤去台は

どの時点で廃棄物となるか

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(法)は、「物」を「有価物」と「廃棄物」に分類し、「ごみ、粗大ごみ、…その他の汚物又は不要物であつて固形状又は液状のもの」を「廃棄物」としている(法2条1項)。

2 排出者処理の原則と

排出事業者の遵守事項

廃棄物処理法施行令(施行令)により14種類が(施行令2条)、「産業廃棄物」(産廃)に指定されている。撤去台は、金属くず、ガラスくず及び廃プラスチック類という産廃の混合物に、更に木くずという一般廃棄物が混合した廃棄物ということになる。

しかし、ホテル業者を例にとれば、撤去台だけでなく撤去した内装設備等を自社処分することは不可能であり、

排出事業者としては、専門の業者に処理を委託せざるを得ない。ちなみに、自社所有地内でも廃棄物を埋立てるには最終処分場としての許可が必要であり(法15条1項)、また、「野焼き」も禁止

されているから(法16条の2)、「適正な処理」とは、迷惑を掛けないように廃棄物を保管し、適法に廃棄物を処理する業者に委託し、その処理を見届けると要するに、排出事業者は

て適正に処理しなければならない」ということに尽きる。

- ・保管基準の遵守
- ・委託基準の遵守
- ・処理過程の把握

そして、「事業活動に伴つて生じた廃棄物」から、その性状や発生量に応じて、法により6種類が(法2条4項1号)、廃

法は「事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」として(法3条1項)、廃棄物の排出者処理の原則を定める(但し、法は「排出者」の用語は用いていない)。

をしなければならないのである。

3 保管基準

法は「事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準に従い：これを保管しなければならない」と定める（同法12条2項）。

この規定を受けた廃棄物処理法施行規則（施行規則）は、産業廃棄物保管基準（保管基準）として、保管場所には「：囲いが設けられていること」、「見やすい箇所に：（産廃の種類、管理者の名称・連絡先等を表記した）掲示板が設けられていること」、野積みする場合の高さや勾配等を定めている（施行規則8条1項1号、2号）。

しかし、撤去台はホールのバックヤードや自社倉庫に保管されるが、これらのバックヤード等が産廃の保管場所として保管基準の適用があるのかは、甚だ疑問である。

そもそも保管基準は、保管中の産廃の飛散、流出、地下への浸透及び悪臭発生等の防止のため、「ゴミ置場」に適用されるべきものである。ところが、有価物（新台や移動・転売予定の中古機等）と一緒に撤去台が保管されるバックヤード等は「ゴミ置場」としての実態は

ないから、保管基準の適用はないといわなければならない。これに対し、例えれば、チエーン店から集めた撤去台を

野積みするような場所は「ゴミ置場」となり、保管基準の適用を受けることになる。

なお、排出事業者が保管基準を遵守していないとも、直ちに罰則を科されることはない。

4 委託基準と

委託業者の選定

排出事業者が、産廃の処理を委託する場合の基準としては、

(1) 許可業者への委託

(2) 許可事業の範囲内での委託

(3) 契約書の作成と許可証の添付

このうち、(1)の許可業者への委託と(2)の許可事業の範囲内での委託という基準については、許可制度について理解する必要がある。

廃棄物処理には、収集運搬と処分と

いうプロセスがあるが（法6条の2第2項、12条1項）、いずれも事業を行う都道府県の知事の許可を受けなければなりません（法14条1項、6項等）。このため、産廃の収集運搬を委託する場合、

積込地域と積降地域双方の許可を受けた業者に委託しなければならないのである。

更に、産廃処理業の許可は、前述した20種類の産廃毎に事業範囲が異なる（法12条6項、施行令6条の2第1号、2号）。このため、委託する産廃の処理（収集運搬、処分）が許可上の事業範囲に含まれる業者に委託しなければならないのである。

このため、法の建前では、排出事業者

者は、収集運搬業者及びその先の処分業者の双方の許可と事業範囲を確認して個別に委託契約を締結しなければならない、とされているのである（法12条5項）。

なお、排出事業者が許可業者に委託しなかつた場合（無許可業者に委託した場合）、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこれらの併科という極めて重い罰則が科される（法25条1項6号）。これは不法投棄をした場合と同じ罰則である。

5 委託基準として 契約書作成等

委託基準の前記(3)の契約書作成と許可証の添付とは、排出事業者は、法定

の記載事項を記載し、委託先の産廃業許可の有無と事業範囲を確認するためその許可証の写しを添付した契約書を作成しなければならないということである（法12条6項、施行令6条の2第4号、施行規則8条の4）。

多くの場合、排出事業者は、収集運搬業者が用意した契約書書式に記入するだけであろうが、契約書を作成しない重い罰則が科される（法26条1号）。

6 マニフェストの作成

マニフェストとは「産業廃棄物管理

ホール業者を例にとれば、

撤去台だけでなく撤去した内装設備等を自社処分することは不可能であり、

排出業者としては、専門の業者に処理を委託せざるを得ない。

ちなみに、自社所有地内でも廃棄物を埋立てるには

最終処分場としての許可が必要であり（法15条1項）、

また、「野焼き」も禁止されているから（法16条の2）、

「適正な処理」とは、迷惑を掛けないように廃棄物を保管し、

適法に廃棄物を処理する業者に委託し、

その処理を見届けるということに尽きる。

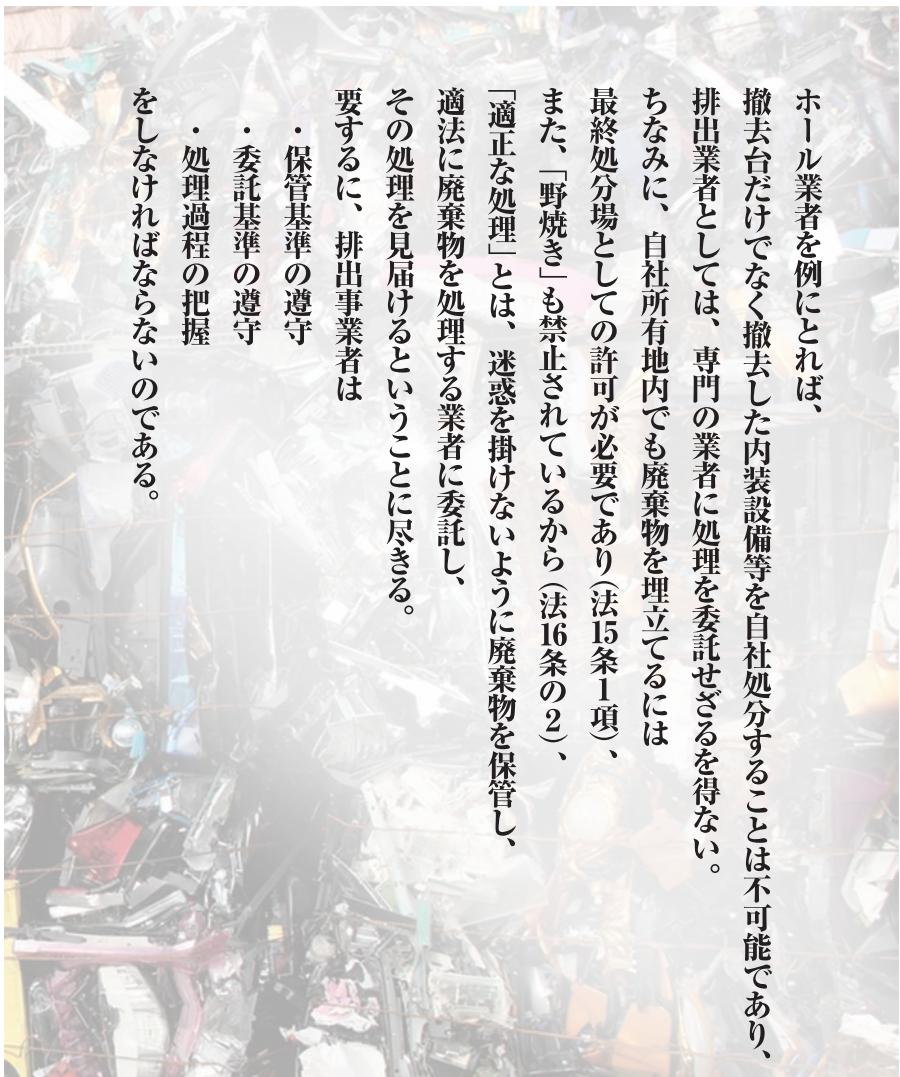
要するに、排出事業者は

- ・保管基準の遵守
- ・委託基準の遵守
- ・処理過程の把握

をしなければならないのである。

かつたり記載事項や添付書類に不備がある場合のことである。

あつたりした場合、排出事業者の責任とされ、3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金又はこれらの併科という重い罰則が科される（法26条1号）。



票（管理票）のことである。
法は、「事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、当該産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に對し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない」として（法12条の3第1項）、その作成、交付を義務付けている。

排出事業者から収集運搬業者に交付されたマニフェストは、収集運搬業者による運搬、中間処理業者による処分の各段階で、各業者が必要事項を記入して回付し、最終的に排出事業者の許に送付されて来る。これにより、適正な処理がなされたことが把握・確認できるのである（法12条の3第3項）。

多くの場合、排出事業者は、収集運搬業者が用意したマニフェストに必要事項を記入するだけであろうが、マニフェストを作成しなかつたり、法定の記載事項に不備があつたりした場合、排出事業者の責任となり、1年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又はこれらの併科という罰則が科される（法27条の2第1号）。



店長に求められる知識

業界知識 XXIII

パチンコ店舗管理者
実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除・計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

【問題】
風適法施行規則第7条「構造及び設備の技術上の基準」に基づく

変更手続き

今回は、構造・設備について取り上げます。風俗営業は犯罪の起こりやすい業種です。そのため、店内では暗闇に紛れたり、身を隠したりすることで犯罪が誘発されやすい環境を作らないよう、一般的な他業種よりも厳しい構造・設備の基準が定められています。新規出店時には都道府県公安委員会へ営業許可を申請し、基準を満たすための厳密な検査を受け、営業許可を取得した後も同じ状態を維持しておく義務があります。ここからは問題を解きながら解説していきましょう。

【正解と解説】

正解はcです。

風適法施行規則第7条「構造及び設備の技術上の基準」では、パチンコ店内の構造・設備における具体的な基準が記されています。その中で、選択肢に該当するものを抜粋してみましょう。

二 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。

店長という立場にある者なら、知つておかなければならない知識があります。風適法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）

や消防法、建築基準法などの法律はもちろん、都道府県や市町村などの自治体における条例、その他さまざまな規制・制度など、すべては健全かつ適正なパチンコ店を営業するため必要な知識です。

今回は、構造・設備について取り上げます。風俗営業は犯罪の起こりやすい業種です。そのため、店内の暗闇に紛れたり、身を隠したりすることで犯罪が誘発されやすい環境を作らないよう、一般的な他業種よりも厳しい構造・設備の基準が定められています。新規出店時には都道府県公安委員会へ営業許可を申請し、基準を満たすための厳密な検査を受け、営業許可を取得した後も同じ状態を維持しておく義務があります。ここからは問題を解きながら解説していきましょう。

いて、客室内での設置が認められているものはどれか。

【選択肢】

a：内側から施錠が可能なマッサージチェア付きの個室

b：女性のヌード姿を模した等身大オブジェ

c：100～1000ルクスまで、自由に照度調整ができる照明器具

d：ゲームセンターに設置されているクレーン型ゲーム機

【回答分布】

a	18・0%	b	9・2%
c	62・4%	d	10・4%

四 第三十条に定めるところにより計つた営業所内の照度が10ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。六 ぱちんこ屋及び令第八条に規定する営業につては、当該営業の用に供する遊技機以外の遊技設備を設けないこと。

三 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接接通する客室の出入口については、この限りでない。

aの「内側から施錠が可能なマッサージチェア付きの個室」は第三項に、bの「女性のヌード姿を模した等身大オブジェ」は第二項に、dの「ゲームセンターに設置されているクレーン型ゲーム機」は第六項にそれぞれ該当するため、設置が認められません。第四項では営業所内の照度が10ルクス以下とならないように維持される構造・設備を有することが定められているため、cの「100～1000ルクスまで、自由に照度調整が可能な照明器具」は基準を満たしていることが分かりります。10ルクスの基準は上映前の映画館程度の明るさです。

その他の基準としては、見通しを

妨げる設備（後述）や基準値を超えた騒音・振動を店外にまで広げないこと、店内の見やすい場所に賞品を提供する設備を設けることなどが定められています。併せて覚えておきましょう。

技術上の基準

【問題】

パチンコ店内において、以下のよう構造・設備を変更する際、必要な手続きの組み合わせとして正しいものはどれか。

- ア：遊技機を取り外し、設置スペースにベニヤ板を貼つて減台する場合。

- イ：島を封鎖して進入防止のため、パーテーションを設置する場合。

【選択肢】

- a：ア 変更届
- b：ア 変更届
- c：ア 変更承認申請
- d：ア 変更承認申請
- イ 変更届
- イ 変更承認申請
- イ 変更承認申請

【回答分布】	
a：22・6%	b：28・5%
c：33・0%	d：15・9%

【正解と解説】

正解はbです。

アの遊技機を取り外し、設置スペースにベニヤ板を貼つて減台する場合は、ベニヤ板を貼るだけであるため客室面積に変更はありません。よって、事後に変更届を提出すればよいということになります。イの島を封鎖して進入防止のため、パーテーションを設置する

見通しを妨げる設備の基準

【問題】

「構造及び設備の技術上の基準に係る運用方針の明確化」（2011年6月警察庁通達）で記された見通しを妨げる設備の基準の例外として、誤っているものはどれか。

【選択肢】

- a：高さ1m以上の島設備
- b：常時1・7m以上の高さに設置する設備
- c：賞品を含む高さ1m以下の陳列棚（壁に付設していないもの）
- d：常態的に移動させて使用する

場合は、島封鎖により客室面積の変更を伴うため、事前に変更承認申請が必要となります。

風適法第9条「構造及び設備の変更等」では、営業所の構造または設備の変更・修理などをするとときは、公安委員会の承認を受けなければならぬと定めています。その手続きは変更の大きさによって上表通り、新規営業許可申請・変更承認申請・変更届・手続き不要の4段

場合は変更届が必要な小規模の修繕に該当します。客室面積の対象となる範囲は都道府県公安委員会の許可申請・変更届・手続き不要の4段

に該当します。客室面積に変更がある場合は変更承認申請が必要な大規模の修繕に該当し、変更がない場合は変更届が必要な小規模の修繕に該当します。客室面積の対象となる範囲は都道府県公安委員会の許可申請・変更届・手続き不要の4段

階に分かれます。

変更承認申請と変更届が必要な手

続きを記載します。客室面積に変更がある場合は変更承認申請が必要な大規模の修繕に該当し、変更がない場合は変更届が必要な小規模の修繕に該当します。客室面積の対象となる範囲は都道府県公安委員会の許可申請・変更届・手続き不要の4段

に該当します。客室面積に変更がある場合は変更承認申請が必要な大規模の修繕に該当し、変更がない場合は変更届が必要な小規模の修繕に該当します。客室面積の対象となる範囲は都道府県公安委員会の許可申請・変更届・手続き不要の4段



編集後記

3 11の大地震から10年。津波と火災被害が甚大だった岩手県大槌町で、1年後子供たちのための映画会を開いたことを思い出す。損壊し手つかずの海岸沿いの町を見下ろす高台が会場だった。家族親族に連れられて来場した子供たちに、受付で声を掛けて子供たちの3・11も反応がなかった。笑顔を忘れてしまった様子に、計り知れない深刻さを思った。

映画「機関車トーマス」や用意したお土産が、どれだけ慰めになつたか、自信が持てなかつた。あの子供たちはどうしているのだろう。その後福島いわき、二本松でも子供のためのイベントを企画したが、大槌町のことが今も心にかかっている。(M)

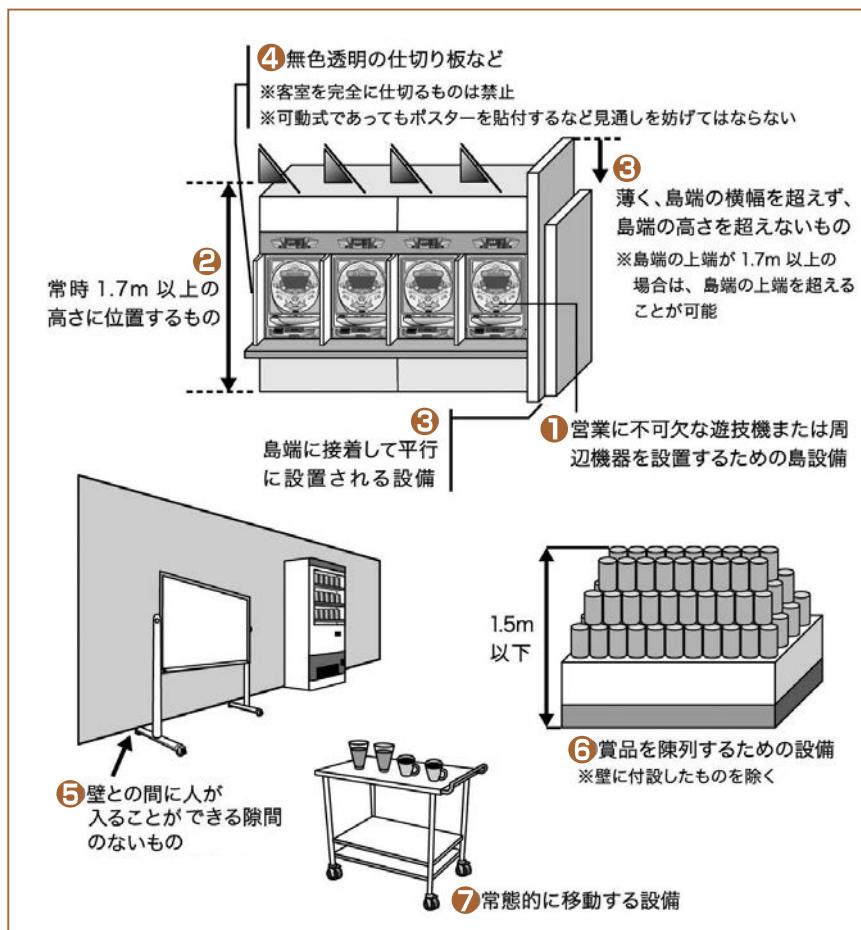
当然、お母さんだと思いついた赤ちゃんでベビーカーをして下車した。少し驚いて周りを見渡しても通勤のおじさんしかいない。まさか近くの男性がお父さんか?と思ついたら赤ちゃんが泣きはじめた。すると車内の通勤客をかき分けられながら、思つていたら赤ちゃんが泣きはじめた。すると車内の通勤客をかき分けた。するとスマホを片手の女性が登場した。なんとお母さんは遠く離れた椅子に座っていたのだ。

ある取材で東京・巣鴨を行つた。先方はホール経営者だが、駅前商店街組合の役員でもある。聞くと、同地を訪れる年配層がコロナ禍で激減し、近隣の商店、飲食店が大打撃を

受けているという。巣鴨は病気治療、とげぬき地蔵尊延命の御利益があるとされるとげぬき地蔵尊で知られ、本来ならば、日頃は多くの年配層で賑わう町である。母の生前、同地を一人で訪れたことを思い出す。詣でた後の蕎麦屋で、母は実際に満足そうに食事をしていなかった。あの平穡が早く戻つてほしいとあらためて願つた。(N)

- ① 島設備
 - ② 常時1・7m以上の高さに位置する設備
 - ③ 島端に接着して平行に設置される設備
 - ④ 無色透明の仕切り板など
 - ⑤ 壁に敷設される設備
 - ⑥ 賞品を陳列するための設備（賞品を含み1・5m以下）
 - ⑦ 常態的に移動する設備
- 賞品の陳列棚は高さ1m以下ではない以上より、壁に付設していない

構造・設備の無承認変更、偽りその他不正な手段による変更に係る承認の取得は、風俗営業の量定基準において最も重い量定A（最大で営業許可取り消し）に該当します。店内の構造・設備はホールスタッフだけでなく、お客様でも簡単に手に触れることができることから、店舗管理者は不測の事態を想定しつつ適正な状態を管理しなければなりません。日々の営業は、このような厳しいルールを守る前提で成り立つていることを改めて認識しておきましょう。



おかしいと思ったら すぐここへ <https://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関
遊技産業健全化推進機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry

遊技産業健全化推進機構広報誌 令和3年3月1日(毎月1日発行)第165号
監修 遊技産業健全化推進機構 編集室

一般社団法人 遊技産業健全化推進機構
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1 山甚ビル6F
TEL 03-3518-2062 FAX 03-3518-2063